

※ 注意：表裏とも必ずお読みください

## 農地転用許可申請に必要な添付書類（市街化区域以外）

受付締切日：毎月20日（20日が祝休日の場合は、翌業務日）（転用の受付は本庁のみです）

◆転用許可申請をする場合に、次のことについて事前に確認してください。

### 確認事項

- ◎申請地が一般地(白地)又は農用地の利用計画変更(農振除外)が決定された土地であること  
.....【農業振興課】
- ◎譲渡人との相続税、贈与税及び農業者年金との関わり.....【農業委員会】

◆転用許可申請をする場合に、転用申請書の他に次のような書類が必要です。

### 添付書類

- 委任状（申請者以外が申請手続きをする場合）..... 各1通
- 全部事項証明書（土地登記簿謄本）〈法務局から、申請時3ヶ月以内のもの〉..... 1通
- 固定資産税名寄帳(最新の情報が記載されたもの(5条の場合は譲受人))..... 1通
- 代替地を検討した資料..... 1通
- 管内図（申請地が市のどの部分に位置するかが分かる広域地図1/30,000）..... 1通
- 案内図(ゼンリン地図等の申請地の近隣が分かる住宅地図1/1,500）..... 1通
- 字図〈法務局から、申請時3ヶ月以内のもの〉..... 1通
- 土地利用計画図（建物等の配置・排水計画を入れた図面1/200～1/400程度）..... 1通

※原則、北側を図面の上方に記してください。（困難な場合は、事前にご相談ください）

- 計画断面図（護岸・土留含む）..... 1通
- 建物・施設の平面図..... 1通
- 建物・施設の立面図..... 1通
- 承諾書（申請地に隣接して農地がある場合は、農地の所有者及び耕作者から）..... 1通
- 見積書（土地利用計画図等との整合がとれているもの）..... 1通
- 資金証明（申請締切日の属する月の預金残高証明書、融資証明書など）..... 1通

※ 証明印があるもので、個人融資の場合は貸人の印鑑証明書が必要

※ 全体計画に係る事業費が500万円未満の場合は、預金通帳の写しで可

- 事業計画書（転用目的が資材置場、店舗、病院、老人ホーム、分譲住宅等の場合）... 1通
- 契約書の写し（賃貸借、使用貸借等の権利を設定する場合）..... 1通
- 印鑑証明書（5条申請の場合で、譲渡人（貸人）から、3ヶ月以内）..... 1通
- 住民票謄本（5条申請の場合で、譲受人（借人）が市外居住者の場合、3ヶ月以内） 1通
- 確約書（転用目的が資材置場、駐車場などで開発許可を要しない場合）..... 1通
- 排水同意書（土砂の流出等、水路及び周辺農地等への影響がない旨を証するため）... 1通
- 土地改良区の意見書(申請地の地目が田で、土地改良区の受益地区内の場合) ..... 1通

- ・佐賀土地改良区内土地改良区の意見書  
    転用許可申請通知書(筑水協へ)
- ・佐賀東部土地改良区内  
    土地改良区の意見書

転用決済金については、直接、各土地改良区へお尋ねください。

（上記とは別の土地改良区からの意見書が必要な場合もあります）

※法人の場合は、下記の書類もあわせて必要となります。（申請時3ヶ月以内・最新のもの）

- 法人の印鑑証明..... 1通
- 法人登記簿謄本・定款・寄付行為のいずれか..... 1通

※申請地が一時利用指定地の場合は、下記の書類もあわせて必要となります。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 一時利用指定通知書の写し…………… 1 通 | <input type="checkbox"/> 異種目換地指定通知書の写し…………… 1 通 |
| <input type="checkbox"/> 換地確約書…………… 1 通        | <input type="checkbox"/> 用途証明書…………… 1 通         |
| <input type="checkbox"/> 一時利用指定図…………… 1 通      |   |

### 留意事項

◎他法令の許可などが必要な場合は、事前に関係各課へ申請書等を提出し、その申請書の写しを**必ず添付**してください。

(道路法関係及び公有水面占用、法定外公共物設置、道水路の付替・廃止、緑化協議等)

◎**資材置場・駐車場**の場合は、土地利用計画図に資材ごとの面積、数量又は駐車面積、駐車台数を明記してください。

◎申請理由が**拡張・移転**の場合は、現在地の位置図及び利用状況図を1部提出し、移転の場合は、移転後の敷地の利用方法も記載してください。

◎**一時転用**申請の場合は、農地復元確約書(当事者が連署した復元時期、復元方法を記載した確約書)を1部添付してください。

◎転用行為の妨げとなる権利(**仮登記等**)がある場合は、その権利を有する者からの承諾書を添付してください。

◎転用目的により必要な書類(主なものを例示)

- ・**建売分譲住宅**……………事業計画書、建売分譲住宅等工事進捗状況書、宅建業許可証の写し、建築業許可証の写し(譲受人又は請負業者のもの)、請負契約書の写し(自らの住宅の建築を建築業者へ請け負わせる場合に添付)
- ・**農家住宅**又は**農業用倉庫**……………耕作証明書(建築指導課に提出)
- ・**病院・薬局・老人ホーム**等…医師免許の写し、薬剤師免許の写し、事業計画書 等
- ・**建設業**等(個人)……………建設業の免許の写し、確定申告書の写し 等
- ・**資材置場**……………事業計画書 等

◎始末書が必要である場合、申請地等の**現況写真**(申請地を赤線で囲む)を添付してください。

◎転用地が隣市農地を含む場合は、県知事許可となるため、許可申請書及び添付書類は2部提出してください。

◎転用目的での買受適格証明願を提出される場合、都市計画法等を所管する建築指導課に、転用目的が開発可能な内容かどうかを十分に協議してください。

### 申請人へのお願い

申請書等の他に『お知らせ』をお渡ししておりますが、これは農地転用に対する地元生産組合の意見を地元農業委員へお知らせするものです。

この『お知らせ』に**転用目的・申請地・転用計画**等を記載の上、土地利用計画図及び計画断面図を添付して、申請後速やかに地元生産組合長を経由して地元農業委員へ提出してください。

※提出に際しては、必ず“転用事業の概要”を説明してください。